

## 改正の趣旨

(令和3年法律第5号)

○ 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型コロナウイルス感染症と併せて位置付け、所要の措置を講ずることができるとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定する。
- ② 緊急事態宣言中に開設できるとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合（30万円以下）の過料を規定する。
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援
  - 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
  - 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
- ⑥ 新型コロナウイルスエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

### 2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一改正

- ① 新型コロナウイルス感染症を「新型コロナウイルスエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができるとする。
- ② 国や地方自治体間の情報連携
  - 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
  - 新型コロナウイルスエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。
- ④ 入院勧告・措置の見直し
  - 新型コロナウイルスエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
  - 正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）を規定する。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、応ずべきことを命令できるとし、命令を受けた者が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合は過料（30万円以下）を規定する。
- ⑥ 緊急時、医療関係者（医療機関を含む。）・検査機関に協力を求められ、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。等

## 施行期日

公布の日（令和3年2月3日）から起算して10日を経過した日（同月13日）（ただし、1⑥は同年4月1日）

## 改正の趣旨

(令和3年3月19日)

「新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(特措法)」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」等、関係法令の改正を踏まえ、道の「対策要綱」を改正

## 改正の概要

### 1. 定義の変更

#### (対策要綱第2関係)

- 新型コロナウイルス感染症が、感染症法における「新型コロナウイルス等感染症」に位置付けられたことから、「対策要綱」の定義を変更。

#### 【感染症法第6条第7項第3号】

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

### 2. まん延防止等重点措置の新設に係る変更

#### (対策要綱第4の2関係)

- 警戒ステージの運用に当たっては、全道での取組を基本としつつ、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、「まん延防止等重点措置」の国への要請を含め特定の地域や業態を対象とする措置を検討し、実施することを規定。

#### 【特措法第31条の4(抜粋)】

政府対策本部長は、新型コロナウイルス等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型コロナウイルス等(まん延防止等重点措置)のまん延を防止するため、新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

- ※ 特措法改正を踏まえ、「まん延防止等重点措置」の国への要請を検討するという道の考え方を対策本部で決定(3/5)。

#### 【道の考え方】

特定の地域の感染拡大の影響により、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安(10万人当たり15人/週)を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合に国への要請を検討。

### (対策要綱第4の4(2)②及び③関係)

- 上記の考え方に基づく「まん延防止等重点措置」の国への要請や事業者・住民への感染防止の協力要請を行う際に、道は事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取することとし、その旨を「対策要綱」に追加。

#### 【特措法第31条の4第6項】

都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第1項、第3項又は第4項の規定による公示を行うよう要請することができる。

#### 【特措法第31条の6(抜粋)】

都道府県知事は、第31条の4第1項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第2号に掲げる区域(以下この条において「重点区域」という。)における新型コロナウイルス等(まん延防止等重点措置)のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治療までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型コロナウイルス等の発生状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認めるときは、当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型コロナウイルス等のまん延を防止する必要があると認めるときは、当該都道府県知事が定める措置を講ずるよう要請することができる。

# 北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱

## 第1 目的

この要綱は、北海道における新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的事項等を定め、道民、事業者の理解と協力の下、関係者が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

## 第2 定義

- 1 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第22条第1項の規定に基づき北海道新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された時から、特措法第25条の規定に基づき廃止されるまでの間において、北海道が実施する対策（以下「対策」という。）をいう。

## 第3 対策に関する基本的事項

### 1 総合的な対策の実施

- (1) 道は、感染症法及び特措法等の関係法令、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道新型コロナウイルス感染症対策の対処方針に基づき、総合的かつ効果的に対策を実施する。
- (2) 道は、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大防止と社会経済活動の維持・確保の両面から対策を実施する。
- (3) 道は、対策の進捗状況等について点検を行い、より効果的な対策の実施に努める。

### 2 市町村等関係者との連携

- (1) 道は、対策の実施に当たり、国、都府県、市町村その他関係機関・団体等と連携・協力を図る。
- (2) 道は、保健所設置市をはじめ、住民に最も身近な行政機関である市町村との感染状況等の情報共有に努めるとともに、相互に連携し対策を実施する。

### 3 道民及び事業者の理解・協力

- (1) 道は、道民及び事業者に対し、感染状況をはじめ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識、新たな知見を踏まえた予防行動などについて、適時・

適切に情報発信を行い、対策への理解と協力を得られるよう努める。

- (2) 道は、道民及び事業者が感染リスクの低減に資するライフスタイルやビジネススタイルを実践する「新北海道スタイル」の浸透・定着を促進する。
- (3) 道は、道民及び事業者に対し、感染者の早期発見に有効な北海道コロナ通知システム及び国の接触確認アプリ（COCOA）の活用を促進する。

#### 4 感染者情報の公表

- (1) 道は、新型コロナウイルス感染症に罹患した者の年代、性別、国籍、居住地、行動歴等の情報に関する公表については、国の公表基準を踏まえつつ、別に定める基準に基づき適切に実施する。
- (2) 感染者情報の公表に当たっては、個人が特定されないよう十分配慮する。

#### 5 人権侵害の防止

道は、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷など、感染者やその家族、医療従事者等の人権を侵害する行為を防ぐため、正しい知識の普及や理解促進、正確で適切な情報提供、冷静な行動に向けた働きかけ、相談対応その他の必要な取組を実施する。

### 第4 対策の立案、決定及び実施に関する事項

#### 1 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

道は、対策に関する総合調整及び重要事項の決定は、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において実施する。

#### 2 警戒ステージの設定と運用

- (1) 道は、感染拡大の兆候を早期に捉え、感染状況や医療提供体制への負荷の状況などに応じた対策を的確に講ずるため、目安となる段階的な指標と各段階における注意喚起や協力要請などの対応の考え方を示す警戒ステージを設定する。
- (2) 警戒ステージの運用に当たっては、全道域での取組を基本としつつ、感染状況等を踏まえ、必要に応じて、特措法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の国への要請を含め特定の地域や業態を対象とする措置を検討し、実施する。
- (3) 行動等の制限につながる協力要請を行う場合には、特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とする。
- (4) 施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の理解と協力が得られるよう、迅速な情報提供や適切な支援を検討するなど、実効性の確保に努める。

### 3 北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たり、必要な意見を聴取するため、医療、福祉、経済、産業、労働、教育、法務、地方行政等の有識者等で構成する北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。
- (2) 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 4 意見等の聴取

- (1) 道は、対策の立案、決定及び実施に当たっては、必要に応じ、前項に定める有識者会議のほか、北海道感染症危機管理対策協議会設置要綱に基づき設置する新型コロナウイルス感染症対策専門会議（以下「専門会議」という。）の意見や見解を聴取する。
- (2) 以下の措置を行う場合は、事前に有識者会議及び専門会議の意見等を聴取するとともに、事前に市町村や関係団体等へ情報提供する。  
ただし、各会議について、緊急を要するなど開催が困難な場合には、構成員から個別に意見等を聴取することができる。
  - ① 警戒ステージの移行に関する措置
  - ② 特措法第31条の4第6項に基づく国への要請
  - ③ 特措法第24条第9項、第31条の6及び第45条に基づく措置

### 第5 その他

この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。

## 「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」設置要綱

## (設置)

第1条 道における新型コロナウイルス感染症対策（以下「対策」という。）の立案、決定及び実施等に当たり、幅広い見地から必要な意見を聴取するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱第4の3に基づき、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (構成員)

第2条 会議は、医療、経済、産業、労働、教育、行政等に関し専門的な知見を有する者として、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

## (会議)

第3条 会議は、担当副知事が招集する。

- 2 会議に座長を置く。
- 3 座長は、構成員のうちから担当副知事が指名し、会議で決定する。
- 4 座長は、会議における議事の進行を行う。
- 5 座長が事故等により不在の場合は、担当副知事があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 担当副知事は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第4条 会議の事務局は、北海道総合政策部政策局に置く。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、担当副知事が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

(別表)

「北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議」構成員

令和3年7月1日現在

(敬称略、50音順)

氏名	役職	分野
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院客員教授	経済
加藤 敏彦	北海道老人福祉施設協議会 副会長	介護
柴田 達夫	北海道町村会常務理事	行政
柴田 倫宏	北海道農業協同組合中央会 専務理事	産業
瀬尾 英生	北海道経済連合会専務理事	経済
高橋 聡	札幌医科大学感染制御臨床検査医学講座教授	医療
田端 綾子	弁護士(ラベンダー法律事務所)	法律
坪田 伸一	日本労働組合総連合会北海道連合会 総合政策局長	労働
出井 浩義	北海道市長会事務局長	行政
水上 丈実	北海道教育大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻教授	教育
三戸 和昭	(一社)北海道医師会常任理事	医療